

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

玉城町長

市町村名 (市町村コード)	玉城町 (244619)	
地域名 (地域内農業集落名)	坂本地区 (坂本)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6 年 12 月 22 日 (第 3 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

坂本地区は、地区内住民の水田面積の80%がすでに担い手5名に委託されている。地区外住民の水田は、85%が担い手6名に委託されているが、担い手が多く農地が点在している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手のある程度整理し、農地の集積、拡大を図り、水稻、麦、大豆を中心とした作付けを行い、経営の安定を支援していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	22 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業者が経営を行っていく上で、地区として出来ることを支援していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者を中心に団地面積の拡大を進め、担い手への農地集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域内の農地は農地中間管理機構に全面積を貸し、認定農業者に集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手との話し合いにより、農地の大区画化、汎用化を図るため、今後基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現在、認定農業者にかなり集約されているが、残りの農地も段階的に推し進め、認定農業者の経営安定を支援していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農畜連携により、堆肥散布等を行い、土壌改良、連作障害等を回避するための支援事業を考えていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--